

原子力発第05024号
平成17年4月26日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 大西 淳

格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に係る国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に係る暫定対策の実施について、経済産業省原子力安全・保安院から平成17年4月22日付けで別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経済産業省

平成 17・04・22 原院第 1 号
平成 17 年 4 月 22 日

四国電力株式会社
取締役社長 大西 淳 殿

原子力安全・保安院長 松永 和夫

格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に係る暫定対策の実施について

上記の件について、原子力安全・保安院の見解は、別紙（NISA-322 b-05-1、NISA-151b-05-1 及び NISA-161b-05-1）のとおりですので、貴社におかれましては、報告のあった暫定対策を確実に実施することを求めます。

また、調査中の原子力発電設備については、今後、調査がまとまったものから順次速やかに報告するよう求めます。

経済産業省

平成 17・04・22 原院第 1 号
平成 17 年 4 月 22 日

格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に係る暫定対策の実施について

経済産業省
原子力安全・保安院
NISA-322 b -05-1
NISA-151 b -05-1
NISA-161 b -05-1

平成 17 年 4 月 22 日付け原子力発第 05019 号「伊方発電所第 1 号機 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する調査報告書の提出について」により貴社から報告があった暫定対策については、既に米国で有効性が認められている対策と同等の対策と認められることから、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）として妥当と考えます。

現在調査中の原子力発電設備を含む貴社の全ての原子力発電設備について、報告があった暫定対策を確実に実施することが必要と判断します。

また、暫定対策の実施状況については、当院としても今後、保安検査等を通じて確認していきます。

なお、当院は、暫定対策の妥当性について改めて確認することとしており、その結果、必要に応じて、別途指示することがあります。